

令和5年度 発注者支援業務に関する民間事業者からの質問及び回答

Q1： 説明会資料 P14 で「賃上げの実施を表明した企業等」の評価項目の記載があるが、申請書に添付する従業員に表明していることの表明書は、令和4年のものを添付すれば良いか？

A1： 今回の説明会の趣旨は、令和5年度に契約を行う発注者支援業務に関する説明会であり、令和5年度契約の案件にむけた説明となりますので、令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年（暦年）において、所定の割合以上を増加させる旨を、従業員に表明している旨の記載が必要になります。表明書の日付は、従業員が代表者より表明を受けた日以降の日付となります。

これまでの令和4年度に契約を行う案件については、令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年（暦年）において、所定の割合以上を増加させる旨を、従業員に表明している旨の記載を求めていました。今回の令和5年度の契約に向けた手続きにおいては、表明書に記載が必要となる期間が変わる事をご理解頂いた上で、準備して頂く必要があることにご注意願います。

なお、賃上げの実施を表明した企業等の加点評価については全省庁統一の運用のため、今後業務の公告までに評価内容の変更等があった場合は業務の入札説明書等に記載しますので、個別の発注業務の資料をご確認ください。